

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 7 年版

評価対象材料名

細 目

セラミックタイル

- ① AⅠ (押出し成形Ⅰ類)
- ② AⅡ (押出し成形Ⅱ類)
- ③ AⅢ (押出し成形Ⅲ類)
- ④ BⅠ (プレス成形Ⅰ類)
- ⑤ BⅡ (プレス成形Ⅱ類)
- ⑥ BⅢ (プレス成形Ⅲ類)

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【セラミックタイル】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版11章2節および3節に規定するセラミックタイルとする。

2. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・ JIS A 1509- 1 : 2020 「セラミックタイル試験方法―第1部：抜取検査」
- ・ JIS A 1509- 2 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第2部：寸法・形状の測定方法」
- ・ JIS A 1509- 3 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第3部：吸水率，見掛け気孔率及びかさ密度の測定方法」
- ・ JIS A 1509- 4 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第4部：曲げ破壊荷重及び曲げ強度の測定方法」
- ・ JIS A 1509- 5 : 2020 「セラミックタイル試験方法―第5部：床タイルの耐素地摩耗性試験方法」
- ・ JIS A 1509- 6 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第6部：床タイルの耐表面摩耗性試験方法」
- ・ JIS A 1509- 7 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第7部：耐熱衝撃性試験方法」
- ・ JIS A 1509- 8 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第8部：施ゆうタイルの耐貫入性試験方法」
- ・ JIS A 1509- 9 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第9部：耐凍害性試験方法」
- ・ JIS A 1509-10 : 2020 「セラミックタイル試験方法―第10部：耐薬品性試験方法」
- ・ JIS A 1509-11 : 2014 「セラミックタイル試験方法―第11部：施ゆうタイルから溶出する鉛及びカドミウムの定量方法」
- ・ JIS A 1509-12 : 2020 「セラミックタイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法」
- ・ JIS A 1509-13 : 2020 「セラミックタイル試験方法―第13部：ユニットタイルの品質試験方法」
- ・ JIS A 5209 : 2020 「セラミックタイル」

（3）土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

3. 令和4年度版からの主な改定点

- ・ なし

4. 令和5年度版からの主な改定点

（1）内容の見直し

- a. 専用書式に記載されていた試験の供試体の考え方を、試験方法に追加

5. 令和6年度版からの主な改定点

- ・ なし

6. その他

- （1）〔表示項目〕とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- （2）〔参考値〕とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要となる性能であり、使用箇所等の条件等により性能が異なっているものをいう。
- （3）〔付帯性能〕とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- （4）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確

認することとしている。

(5) 赤字は、令和4年版からの改定箇所を示す。

評価基準

セラミックタイル ①A I (押出し成形 I 類)

1

検査項目		欠点の種類	判定基準	備考
外観	平物・役物の個々のタイル	貫入・切れ・層剥離・裏面の著しい破損・裏面の著しい異物の付着・裏面の著しい変形	タイルを手にとって観察したとき、認められないこと。	
		欠け・小穴・ゆうとび・凹凸・端部の荒れ・きず・異物の付着・装飾むら・色むら・色ぼつ・光沢むら・反り・直角性・ばち	タイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき、目立たないこと。	
	平物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	タイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	平物・役物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	平物と役物を隣接して並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	個々のユニットタイル	台紙・連結材のはみ出し	ユニットタイルを手にとって観察したとき、認められないこと。 ただし、表張りユニットタイルは、施工に支障を来すおそれがないこと。	
		台紙・連結材の破れ		
		目地の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		厚さの不ぞろい	ユニットタイルを並べ、斜め方向から観察したとき目立たないこと。	
	ユニットタイル相互間	色調の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		光沢の不ぞろい		
		目地違い	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	

項 目		品 質 ・ 性 能						備 考			
裏あし	形 状	あり状									
	高 さ	タイル表面の面積 (cm ²)		裏あしの高さ (mm)							
		15 未満		0.5 以上 3.5 以下							
		15 以上 60 未満		0.7 以上 3.5 以下							
		60 以上		1.5 以上 3.5 以下							
目地共寸法 150mm × 50mm 200mm × 50mm		1.2 以上 3.5 以下									
なくてもよい場合		有機系接着剤によるタイル後張り工法で施工するタイル									
寸 法	許 容 差	単位：mm									
		項 目	許容差 (mm) 1)								
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
		長さ・幅 2)	± 1.5	± 2.0	± 2.5	± 3.0	± 3.0	± 3.5	± 3.5		
		厚 さ 2) 3)	± 1.5								
		ば ち	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	3.5 以下		
		反 り	面反り	－	± 1.2	± 1.6	± 2.0	± 2.0	± 2.4	± 2.4	
			ねじれ	－	0.9 以下	1.2 以下	1.5 以下	1.5 以下	1.8 以下	1.8 以下	
			辺反り	－	± 1.2	± 1.6	± 2.0	± 2.0	± 2.4	± 2.4	
			側反り	－	± 1.0	± 1.5	± 2.0	± 2.0	± 2.5	± 2.5	
		直 角 性	－	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	3.5 以下		
		役物の角度	90° ± 1.5								
		ユニットタイルの長さ・幅	± 1.6								
		注 1)：長方形タイルの場合、厚さ及び反りは長辺、直角性は短辺を意味する。 また、(1) ～ (7) は製作寸法を示し、その寸法は次による。 (1) 50mm 以下 (2) 50mm を超え、105mm 以下 (3) 105mm を超え、155mm 以下 (4) 155mm を超え、235mm 以下 (5) 235mm を超え、305mm 以下 (6) 305mm を超え、455mm 以下 (7) 455mm を超え、605mm 以下 2)：不定形タイルの場合は、製造業者が製作寸法として定めた部分の寸法とする。 3)：割り肌面、引っ掻き面などは製造業者の許容差による。									

許容差値の適用において、寸法測定が適用外となる項目は、次による。

ばち	* 1、* 2
反り (面反り・ねじれ)	* 2、* 3、* 4、* 5
反り (辺反り)	* 2、* 3、* 4、* 5 * 6、* 10
反り (側反り)	* 2、* 3、* 4、* 10
直角性	* 2、* 3、* 7、* 8
役物の角度	* 2、* 5、* 9

* 1：各辺が 50 mm 以下のタイルには適用しない。

* 2：不定形タイルには適用しない。

* 3：役物には適用しない。

* 4：各辺が 50 mm 以下の平物タイルには適用しない。

* 5：人為的に表面を凹凸にしたタイルには適用しない。

* 6：長辺が短辺の 2 倍を超える長方形のタイルには適用しない。

* 7：各辺が 50 mm 以下の正形状の平物タイルには適用しない。

* 8：短辺が 50 mm 以下の長方形の平物タイルには適用しない。

* 9：各面または小さい方の面の長さが 45 mm 未満のタイルには適用しない。

* 10：長方形の短辺には適用しない。

評価基準

セラミックタイル ①A I（押出し成形 I 類）

3

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
性 能	吸 水 率 (%)	3.0 以下			
	曲 げ 破 壊 荷 重 ※複数の面で構成された役物の場合、大きい方の面の面積を適用する。また、各辺が 35 mm 以下には適用しない。	使用部位	タイル表面の面積	曲げ破壊荷重 (N)	
		屋 内 壁	—	108 以上	
		屋内・浴室床	—	540 以上	
		屋 外 壁	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	720 以上	
		屋 外 床	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	1080 以上	
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐素地摩耗性 (無ゆう)	使用部位	摩耗体積 (mm ³)	
			屋 外 床	345 以下 4)	
性 能			屋 内 床	540 以下	
			注 4) : 人通りの多い場所を使用する床タイルは、175mm ³ 以下が望ましい。		
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐表面摩耗性 (施ゆう)	クラス分類	変化が認められたときの磨耗回転数 (回)	
			0	100	
			1	150	
			2	600	
			3	750、1,500	
			4	2,100、6,000、12,000	
			5	磨耗回転数 12,000 回転で変化が認められなかった場合	
	耐 熱 衝 撃 性 [付帯性能] (局所的な熱衝撃を受ける箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、切れ、貫入などの損傷がないこと。			
	耐 貫 入 性 (意図的に貫入を施したタイルおよび製品の特徴として貫入が存在するタイルには適用しない。)	試験を行ったとき、貫入が生じないこと。(施ゆうタイルのみ)			
	耐 凍 害 性 (寒 冷 地 用) [付帯性能]	試験を行ったとき、タイルの表面、裏面又は端部に、ひび割れ、素地又はうわぐすりのはがれがないこと。			
	耐 薬 品 性	申請者の規定による。			
	施 ゆ う タ イ ル の 鉛 ・ カ ド ミ ウ ム の 溶 出 性 (食物が直に接する箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、検出されないこと。			
	耐 滑 り 性 [参考値]	申請者の規定による。			

評価基準

セラミックタイル ①A I (押出し成形 I 類)

4

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
ユニットタイルの付加性能	表 張 り 台 紙 ・ 裏 連 結 材 の 接 着 性	試験を行ったとき、タイルが表張り台紙または裏連結材からはがれ落ちないこと。	
	表 張 り 台 紙 の 剥 離 性	試験を行ったとき、すべてのタイルから表張り台紙がはがれること。	
	裏 連 結 材 の 耐 水 接 着 性	試験を行ったとき、タイルが連結材からはがれ落ちないこと。	
	裏連結ユニットタイルの裏面開口率 (%)	一枚のユニットタイル	65 以上
		1 個のタイル	60 以上
		目地部全体	65 以上
再生材利用タイル	原 料 成 分 ・ 製 造 方 法	再生材料を利用した焼成品とする (重量比 20%以上のもの)。ただし、通常利用している同一工場からの廃材は除く。	
	再生材料の種類・利用率 [表示項目]	申請者の規定による。ただし、利用率は、重量比 20%以上とする。なお、再生材料の表示は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」の特定調達品目のセラミックタイル別表の分類区分による。	
	再生材料の有害物質	製品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、土壌の汚染に係る環境基準 (平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号) の規定に基づき、有害物質 (カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素) の溶出について問題のないこと。	
	グリーン購入法特定調達品目 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2 の「6. 裏あしの形状及び高さ」による。供試体は、シリーズ中、一番低いものとし、形状を図示する。 2. 長さ、幅および厚さの測定は、JIS A 1509-2 の「5. 寸法」による。 3. ユニットタイルの長さおよび幅の測定は、JIS A 1509-13 による。 4. ばちの測定は、JIS A 1509-2 の「7. ばち」による。 5. 反りの測定は、JIS A 1509-2 の「8. 反り」による。 6. 直角性の測定は、JIS A 1509-2 の「9. 直角性」による。 7. 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2 の「10. 役物の角度」による。 8. 吸水率の試験は、JIS A 1509-3 の煮沸法または真空法による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 9. 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4 による。供試体は、シリーズ中、一番厚さの薄いものとする。 10. 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5 による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 11. 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6 による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 12. 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 13. 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 14. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 15. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10 のによる。 16. 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11 による。なお、施ゆうタイルすべてに適用する。 17. 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12 による。供試体は、シリーズ中の汎用品とし、C.S.R と C.S.R-B の試験成績書を、各 1 部提出する。 18. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査、裏連結材の耐水接着性調査および裏連結ユニットタイルの裏面開口率の算出は、JIS A 1509-13 による。 19. 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準の付表による。 20. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査および裏連結材の耐水接着性調査は、社内の調査でも可とする。		

評価基準

セラミックタイル ②AⅡ（押出し成形Ⅱ類）

1

検査項目		欠点の種類	判定基準	備考
外観	平物・役物の個々のタイル	貫入・切れ・層剥離・裏面の著しい破損・裏面の著しい異物の付着・裏面の著しい変形	タイルを手にとって観察したとき、認められないこと。	
		欠け・小穴・ゆうとび・凹凸・端部の荒れ・きず・異物の付着・装飾むら・色むら・色ぼつ・光沢むら・反り・直角性・ばち	タイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき、目立たないこと。	
	平物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	タイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	平物・役物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	平物と役物を隣接して並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	個々のユニットタイル	台紙・連結材のはみ出し	ユニットタイルを手にとって観察したとき、認められないこと。 ただし、表張りユニットタイルは、施工に支障を来すおそれがないこと。	
		台紙・連結材の破れ		
		目地の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		厚さの不ぞろい	ユニットタイルを並べ、斜め方向から観察したとき目立たないこと。	
	ユニットタイル相互間	色調の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		光沢の不ぞろい		
		目地違い	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	

項 目		品 質 ・ 性 能						備 考				
裏あし	形 状	あり状 [形状を図で確認する。]										
	高 さ	タイル表面の面積 (cm ²)		裏あしの高さ (mm)								
		15 未満		0.5 以上 3.5 以下								
		15 以上 60 未満		0.7 以上 3.5 以下								
60 以上		1.5 以上 3.5 以下										
目地共寸法 150mm × 50mm 200mm × 50mm		1.2 以上 3.5 以下										
なくてもよい場合	有機系接着剤によるタイル後張り工法で施工するタイル											
寸 法	許 容 差	単位 : mm										
		項 目		許容差 (mm)						1)		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)
		長さ・幅 2)		± 1.5	± 2.0	± 2.5	± 3.0	± 3.0	± 3.5	± 3.5		
		厚 さ 2) 3)		± 1.5								
		ば ち		1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	3.5 以下		
		反 り	面反り	－	± 1.2	± 1.6	± 2.0	± 2.0	± 2.4	± 2.4		
			ねじれ	－	0.9 以下	1.2 以下	1.5 以下	1.5 以下	1.8 以下	1.8 以下		
			辺反り	－	± 1.2	± 1.6	± 2.0	± 2.0	± 2.4	± 2.4		
			側反り	－	± 1.0	± 1.5	± 2.0	± 2.0	± 2.5	± 2.5		
		直 角 性		－	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	3.5 以下		
		役物の角度		90° ± 1.5								
		ユニットタイルの長さ・幅		± 1.6								
		注 1) : 長方形タイルの場合、厚さ及び反りは長辺、直角性は短辺を意味する。 また、(1) ～ (7) は製作寸法を示し、その寸法は次による。 (1) 50mm 以下 (2) 50mm を超え、105mm 以下 (3) 105mm を超え、155mm 以下 (4) 155mm を超え、235mm 以下 (5) 235mm を超え、305mm 以下 (6) 305mm を超え、455mm 以下 (7) 455mm を超え、605mm 以下 2) : 不定形タイルの場合は、製造業者が製作寸法として定めた部分の寸法とする。 3) : 割り肌面、引っ掻き面などは製造業者の許容差による。										

許容差値の適用において、寸法測定が適用外となる項目は、次による。

ばち	* 1、* 2
反り（面反り・ねじれ）	* 2、* 3、* 4、* 5
反り（辺反り）	* 2、* 3、* 4、* 5 * 6、* 10
反り（側反り）	* 2、* 3、* 4、* 10
直角性	* 2、* 3、* 7、* 8
役物の角度	* 2、* 5、* 9

* 1：各辺が 50 mm 以下のタイルには適用しない。

* 2：不定形タイルには適用しない。

* 3：役物には適用しない。

* 4：各辺が 50 mm 以下の平物タイルには適用しない。

* 5：人為的に表面を凹凸にしたタイルには適用しない。

* 6：長辺が短辺の 2 倍を超える長方形のタイルには適用しない。

* 7：各辺が 50 mm 以下の正形状の平物タイルには適用しない。

* 8：短辺が 50 mm 以下の長方形の平物タイルには適用しない。

* 9：各面または小さい方の面の長さが 45 mm 未満のタイルには適用しない。

* 10：長方形の短辺には適用しない。

項目		品質・性能			備考
性能	吸水率 (%)	10.0 以下			
	曲げ破壊荷重	使用部位	タイル表面の面積	曲げ破壊荷重 (N)	
	※複数の面で構成された役物の場合、大きい方の面の面積を適用する。また、各辺が 35 mm 以下には適用しない。	屋内壁	—	108 以上	
		屋内・浴室床	—	540 以上	
		屋外壁	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	720 以上	
		屋外床	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	1080 以上	
	耐摩耗性 (床タイルの場合)	耐素地摩耗性 (無ゆう)	使用部位	摩耗体積 (mm ³)	
			屋外床	345 以下 4)	
			屋内床	540 以下	
	耐摩耗性 (床タイルの場合)	耐表面摩耗性 (施ゆう)	注 4) : 人通りの多い場所に使用する床タイルは、175mm ³ 以下が望ましい。		
			クラス分類	変化が認められたときの磨耗回転数 (回)	
			0	100	
			1	150	
			2	600	
			3	750、1,500	
			4	2,100、6,000、12,000	
			5	磨耗回転数 12,000 回転で変化が認められなかった場合	
	耐熱衝撃性 [付帯性能] (局所的な熱衝撃を受ける箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、切れ、貫入などの損傷がないこと。			
	耐貫入性 (意図的に貫入を施したタイルおよび製品の特徴として貫入が存在するタイルには適用しない。)	試験を行ったとき、貫入が生じないこと。(施ゆうタイルのみ)			
	耐凍害性 (寒冷地用) [付帯性能]	試験を行ったとき、タイルの表面、裏面又は端部に、ひび割れ、素地又はうわぐすりのはがれがないこと。			
	耐薬品性	申請者の規定による。			
	施ゆうタイルの鉛・カドミウムの溶出性 (食物が直に接する箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、検出されないこと。			
	耐滑り性 [参考値]	申請者の規定による。			

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
ユニットタイルの付加性能	表 張 り 台 紙 ・ 裏 連 結 材 の 接 着 性	試験を行ったとき、タイルが表張り台紙または裏連結材からはがれ落ちないこと。	
	表 張 り 台 紙 の 剥 離 性	試験を行ったとき、すべてのタイルから表張り台紙がはがれること。	
	裏 連 結 材 の 耐 水 接 着 性	試験を行ったとき、タイルが連結材からはがれ落ちないこと。	
	裏連結ユニットタイルの裏面開口率 (%)	一枚のユニットタイル	65 以上
		1 個のタイル	60 以上
		目地部全体	65 以上
再生材利用タイル	原 料 成 分 ・ 製 造 方 法	再生材料を利用した焼成品とする（重量比 20%以上のもの）。ただし、通常利用している同一工場からの廃材は除く。	
	再生材料の種類・利用率 [表示項目]	申請者の規定による。ただし、利用率は、重量比 20%以上とする。なお、再生材料の表示は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目のセラミックタイル別表の分類区分による。	
	再生材料の有害物質	製品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）の規定に基づき、有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素）の溶出について問題のないこと。	
	グリーン購入法特定調達品目 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2 の「6. 裏あしの形状及び高さ」による。供試体は、シリーズ中、一番低いものとし、形状を図示する。 2. 長さ、幅および厚さの測定は、JIS A 1509-2 の「5. 寸法」による。 3. ユニットタイルの長さおよび幅の測定は、JIS A 1509-13 による。 4. ばちの測定は、JIS A 1509-2 の「7. ばち」による。 5. 反りの測定は、JIS A 1509-2 の「8. 反り」による。 6. 直角性の測定は、JIS A 1509-2 の「9. 直角性」による。 7. 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2 の「10. 役物の角度」による。 8. 吸水率の試験は、JIS A 1509-3 の煮沸法または真空法による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 9. 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4 による。供試体は、シリーズ中、一番厚さの薄いものとする。 10. 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5 による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 11. 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6 による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 12. 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 13. 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 14. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 15. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10 のによる。 16. 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11 による。なお、施ゆうタイルすべてに適用する。 17. 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12 による。供試体は、シリーズ中の汎用品とし、C.S.R と C.S.R-B の試験成績書を、各 1 部提出する。 18. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査、裏連結材の耐水接着性調査および裏連結ユニットタイルの裏面開口率の算出は、JIS A 1509-13 による。 19. 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準の付表による。 20. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査および裏連結材の耐水接着性調査は、社内の調査でも可とする。		

評価基準

セラミックタイル ③AⅢ（押出し成形Ⅲ類）

1

検査項目		欠点の種類	判定基準	備考
外観	平物・役物の個々のタイル	貫入・切れ・層剥離・裏面の著しい破損・裏面の著しい異物の付着・裏面の著しい変形	タイルを手にとって観察したとき、認められないこと。	
		欠け・小穴・ゆうとび・凹凸・端部の荒れ・きず・異物の付着・装飾むら・色むら・色ぼつ・光沢むら・反り・直角性・ばち	タイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき、目立たないこと。	
	平物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	タイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	平物・役物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	平物と役物を隣接して並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	個々のユニットタイル	台紙・連結材のはみ出し	ユニットタイルを手にとって観察したとき、認められないこと。 ただし、表張りユニットタイルは、施工に支障を来すおそれがないこと。	
		台紙・連結材の破れ		
		目地の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		厚さの不ぞろい	ユニットタイルを並べ、斜め方向から観察したとき目立たないこと。	
	ユニットタイル相互間	色調の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		光沢の不ぞろい		
		目地違い	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	

項 目		品 質 ・ 性 能						備 考				
裏あし	形 状	あり状 [形状を図で確認する。]										
	高 さ	タイル表面の面積 (cm ²)		裏あしの高さ (mm)								
		15 未満		0.5 以上 3.5 以下								
		15 以上 60 未満		0.7 以上 3.5 以下								
60 以上		1.5 以上 3.5 以下										
目地共寸法 150mm × 50mm 200mm × 50mm		1.2 以上 3.5 以下										
	なくてもよい場合	有機系接着剤によるタイル後張り工法で施工するタイル										
寸 法	許 容 差	単位 : mm										
		項 目	許 容 差 (mm) 1)									
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
		長さ・幅 2)	± 0.8	± 1.2	± 1.6	± 2.0	± 2.0	± 2.4	± 2.4			
		厚 さ 2) 3)	± 0.7									
		ば ち	1.0 以下	1.4 以下	1.6 以下	2.0 以下	2.0 以下	2.4 以下	2.4 以下			
		反 り	面反り	－	± 0.9	± 1.2	± 1.5	± 1.5	± 1.8	± 1.8		
			ねじれ	－	0.7 以下	1.0 以下	1.2 以下	1.2 以下	1.4 以下	1.4 以下		
			辺反り	－	± 0.9	± 1.2	± 1.5	± 1.5	± 1.8	± 1.8		
			側反り	－	± 0.8	± 1.2	± 1.6	± 1.6	± 2.0	± 2.0		
		直 角 性	－	1.4 以下	1.8 以下	2.2 以下	2.2 以下	2.4 以下	2.4 以下			
		役物の角度	90° ± 1.5									
		ユニットタイルの長さ・幅	± 1.6									
		注 1) : 長方形タイルの場合、厚さ及び反りは長辺、直角性は短辺を意味する。 また、(1) ～ (7) は製作寸法を示し、その寸法は次による。 (1) 50mm 以下 (2) 50mm を超え、105mm 以下 (3) 105mm を超え、155mm 以下 (4) 155mm を超え、235mm 以下 (5) 235mm を超え、305mm 以下 (6) 305mm を超え、455mm 以下 (7) 455mm を超え、605mm 以下 2) : 不定形タイルの場合は、製造業者が製作寸法として定めた部分の寸法とする。 3) : 割り肌面、引っ掻き面などは製造業者の許容差による。										

許容差値の適用において、寸法測定が適用外となる項目は、次による。

ばち	*1、*2
反り（面反り・ねじれ）	*2、*3、*4、*5
反り（辺反り）	*2、*3、*4、*5 *6、*10
反り（側反り）	*2、*3、*4、*10
直角性	*2、*3、*7、*8
役物の角度	*2、*5、*9

- *1：各辺が 50 mm 以下のタイルには適用しない。
- *2：不定形タイルには適用しない。
- *3：役物には適用しない。
- *4：各辺が 50 mm 以下の平物タイルには適用しない。
- *5：人為的に表面を凹凸にしたタイルには適用しない。
- *6：長辺が短辺の 2 倍を超える長方形のタイルには適用しない。
- *7：各辺が 50 mm 以下の正形状の平物タイルには適用しない。
- *8：短辺が 50 mm 以下の長方形の平物タイルには適用しない。
- *9：各面または小さい方の面の長さが 45 mm 未満のタイルには適用しない。
- *10：長方形の短辺には適用しない。

項目		品質・性能			備考
性能	吸水率 (%)	50.0 以下			
	曲げ破壊荷重	使用部位	タイル表面の面積	曲げ破壊荷重 (N)	
	※複数の面で構成された役物の場合、大きい方の面の面積を適用する。また、各辺が 35 mm 以下には適用しない。	屋内壁	—	108 以上	
		屋内・浴室床	—	540 以上	
		屋外壁	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	720 以上	
		屋外床	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	1080 以上	
	耐摩耗性 (床タイルの場合)	耐素地摩耗性 (無ゆう)	使用部位	摩耗体積 (mm ³)	
			屋外床	345 以下 4)	
			屋内床	540 以下	
	耐摩耗性 (床タイルの場合)	耐表面摩耗性 (施ゆう)	注 4) : 人通りの多い場所に使用する床タイルは、175mm ³ 以下が望ましい。		
			クラス分類	変化が認められたときの磨耗回転数 (回)	
			0	100	
			1	150	
			2	600	
			3	750、1,500	
			4	2,100、6,000、12,000	
			5	磨耗回転数 12,000 回転で変化が認められなかった場合	
	耐熱衝撃性 [付帯性能] (局所的な熱衝撃を受ける箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、切れ、貫入などの損傷がないこと。			
	耐貫入性 (意図的に貫入を施したタイルおよび製品の特徴として貫入が存在するタイルには適用しない。)	試験を行ったとき、貫入が生じないこと。(施ゆうタイルのみ)			
	耐凍害性 (寒冷地用) [付帯性能]	試験を行ったとき、タイルの表面、裏面又は端部に、ひび割れ、素地又はうわぐすりのはがれがないこと。			
	耐薬品性	申請者の規定による。			
	施ゆうタイルの鉛・カドミウムの溶出性 (食物が直に接する箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、検出されないこと。			
	耐滑り性 [参考値]	申請者の規定による。			

評価基準

セラミックタイル ③AⅢ（押出し成形Ⅲ類）

4

項目		品質・性能	備考
ユニットタイルの付加性能	表張り台紙・裏連結材の接着性	試験を行ったとき、タイルが表張り台紙または裏連結材からはがれ落ちないこと。	
	表張り台紙の剥離性	試験を行ったとき、すべてのタイルから表張り台紙がはがれること。	
	裏連結材の耐水接着性	試験を行ったとき、タイルが連結材からはがれ落ちないこと。	
	裏連結ユニットタイルの裏面開口率(%)	一枚のユニットタイル	65以上
		1個のタイル	60以上
		目地部全体	65以上
再生材利用タイル	原料成分・製造方法	再生材料を利用した焼成品とする（重量比20%以上のもの）。ただし、通常利用している同一工場からの廃材は除く。	
	再生材料の種類・利用率 [表示項目]	申請者の規定による。ただし、利用率は、重量比20%以上とする。なお、再生材料の表示は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目のセラミックタイル別表の分類区分による。	
	再生材料の有害物質	製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に基づき、有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素）の溶出について問題のないこと。	
	グリーン購入法特定調達品目 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2の「6.裏あしの形状及び高さ」による。供試体は、シリーズ中、一番低いものとし、形状を図示する。 2. 長さ、幅および厚さの測定は、JIS A 1509-2の「5.寸法」による。 3. ユニットタイルの長さおよび幅の測定は、JIS A 1509-13による。 4. ばちの測定は、JIS A 1509-2の「7.ばち」による。 5. 反りの測定は、JIS A 1509-2の「8.反り」による。 6. 直角性の測定は、JIS A 1509-2の「9.直角性」による。 7. 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2の「10.役物の角度」による。 8. 吸水率の試験は、JIS A 1509-3の煮沸法または真空法による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 9. 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4による。供試体は、シリーズ中、一番厚さの薄いものとする。 10. 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 11. 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 12. 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 13. 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 14. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 15. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10のによる。 16. 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11による。なお、施ゆうタイルすべてに適用する。 17. 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12による。供試体は、シリーズ中の汎用品とし、C.S.RとC.S.R-Bの試験成績書を、各1部提出する。 18. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査、裏連結材の耐水接着性調査および裏連結ユニットタイルの裏面開口率の算出は、JIS A 1509-13による。 19. 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準の付表による。 20. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査および裏連結材の耐水接着性調査は、社内の調査でも可とする。		

評価基準

セラミックタイル ④B I（プレス成形 I 類）

1

検査項目		欠点の種類	判定基準	備 考	
外 観	平物・役物の個々のタイル	貫入・切れ・層剥離・裏面の著しい破損・裏面の著しい異物の付着・裏面の著しい変形	タイルを手にとって観察したとき、認められないこと。		
		欠け・小穴・ゆうとび・凹凸・端部の荒れ・きず・異物の付着・装飾むら・色むら・色ぼつ・光沢むら・反り・直角性・ばち	タイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき、目立たないこと。		
	平 物 相 互 間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	タイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。		
	平 物 ・ 役 物 相 互 間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	平物と役物を隣接して並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。		
	ユニットタイルの付加品質	個々のユニットタイル	台紙・連結材のはみ出し	ユニットタイルを手にとって観察したとき、認められないこと。 ただし、表張りユニットタイルは、施工に支障を来すおそれがないこと。	
			台紙・連結材の破れ		
			目地の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	
				厚さの不ぞろい	ユニットタイルを並べ、斜め方向から観察したとき目立たないこと。
		ユニットタイル相互間	色調の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
			光沢の不ぞろい		
目地違い			ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。		

項 目		品 質 ・ 性 能						備 考					
裏あし	形 状	あり状 [形状を図で確認する。]											
	高 さ	タイル表面の面積 (cm ²)		裏あしの高さ (mm)									
		15 未満		0.5 以上 3.5 以下									
		15 以上 60 未満		0.7 以上 3.5 以下									
60 以上		1.5 以上 3.5 以下											
目地共寸法 150mm × 50mm 200mm × 50mm		1.2 以上 3.5 以下											
	なくてもよい場合	有機系接着剤によるタイル後張り工法で施工するタイル											
寸 法	許 容 差	単位 : mm											
		項 目		許容差 (mm)						1)			
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
		長さ・幅 2)		± 0.8	± 1.2	± 2.0	± 2.4	± 2.4	± 2.8	± 2.8			
		厚 さ 2) 3)		± 0.7		± 1.2							
		ば ち		1.0 以下	1.4 以下	1.6 以下	2.0 以下	2.0 以下	2.4 以下	2.4 以下			
		反 り	面反り	－	± 0.9	± 1.2	± 1.5	± 1.5	± 1.8	± 1.8			
			ねじれ	－	0.7 以下	1.0 以下	1.2 以下	1.2 以下	1.4 以下	1.4 以下			
			辺反り	－	± 0.9	± 1.2	± 1.5	± 1.5	± 1.8	± 1.8			
			側反り	－	± 0.8	± 1.2	± 1.6	± 1.6	± 2.0	± 2.0			
		直 角 性		－	1.4 以下	1.8 以下	2.2 以下	2.2 以下	2.4 以下	2.4 以下			
		役物の角度		90° ± 1.5									
		ユニットタイルの長さ・幅		± 1.6									
		注 1) : 長方形タイルの場合、厚さ及び反りは長辺、直角性は短辺を意味する。 また、(1) ～ (7) は製作寸法を示し、その寸法は次による。 (1) 50mm 以下 (2) 50mm を超え、105mm 以下 (3) 105mm を超え、155mm 以下 (4) 155mm を超え、235mm 以下 (5) 235mm を超え、305mm 以下 (6) 305mm を超え、455mm 以下 (7) 455mm を超え、605mm 以下 2) : 不定形タイルの場合は、製造業者が製作寸法として定めた部分の寸法とする。 3) : 割り肌面、引っ掻き面などは製造業者の許容差による。											

許容差値の適用において、寸法測定が適用外となる項目は、次による。

ばち	* 1、* 2
反り (面反り・ねじれ)	* 2、* 3、* 4、* 5
反り (辺反り)	* 2、* 3、* 4、* 5 * 6、* 10
反り (側反り)	* 2、* 3、* 4、* 10
直角性	* 2、* 3、* 7、* 8
役物の角度	* 2、* 5、* 9

- * 1：各辺が 50 mm 以下のタイルには適用しない。
- * 2：不定形タイルには適用しない。
- * 3：役物には適用しない。
- * 4：各辺が 50 mm 以下の平物タイルには適用しない。
- * 5：人為的に表面を凹凸にしたタイルには適用しない。
- * 6：長辺が短辺の 2 倍を超える長方形のタイルには適用しない。
- * 7：各辺が 50 mm 以下の正形状の平物タイルには適用しない。
- * 8：短辺が 50 mm 以下の長方形の平物タイルには適用しない。
- * 9：各面または小さい方の面の長さが 45 mm 未満のタイルには適用しない。
- * 10：長方形の短辺には適用しない。

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
性 能	吸 水 率 (%)	3.0 以下			
	曲 げ 破 壊 荷 重 ※複数の面で構成された役物の場合、大きい方の面の面積を適用する。また、各辺が 35 mm 以下には適用しない。	使用部位	タイル表面の面積	曲げ破壊荷重 (N)	
		屋 内 壁	—	108 以上	
		屋内・浴室床	—	540 以上	
		屋 外 壁	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	720 以上	
		屋 外 床	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	1080 以上	
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐素地摩耗性 (無ゆう)	使用部位	摩耗体積 (mm ³)	
			屋 外 床	345 以下 4)	
性 能			屋 内 床	540 以下	
			注 4) : 人通りの多い場所に使用する床タイルは、175mm ³ 以下が望ましい。		
		耐表面摩耗性 (施ゆう)	クラス分類	変化が認められたときの磨耗回転数 (回)	
			0	100	
			1	150	
			2	600	
			3	750、1,500	
			4	2,100、6,000、12,000	
			5	磨耗回転数 12,000 回転で変化が認められなかった場合	
	耐 熱 衝 撃 性 [付帯性能] (局所的な熱衝撃を受ける箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、切れ、貫入などの損傷がないこと。			
	耐 貫 入 性 (意図的に貫入を施したタイルおよび製品の特徴として貫入が存在するタイルには適用しない。)	試験を行ったとき、貫入が生じないこと。(施ゆうタイルのみ)			
	耐 凍 害 性 (寒 冷 地 用) [付帯性能]	試験を行ったとき、タイルの表面、裏面又は端部に、ひび割れ、素地又はうわぐすりのはがれがないこと。			
	耐 薬 品 性	申請者の規定による。			
	施 ゆ う タ イ ル の 鉛 ・ カ ド ミ ウ ム の 溶 出 性 (食物が直に接する箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、検出されないこと。			
	耐 滑 り 性 [参考値]	申請者の規定による。			

評価基準

セラミックタイル ④B I（プレス成形 I 類）

4

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
ユニットタイルの付加性能	表 張 り 台 紙 ・ 裏 連 結 材 の 接 着 性	試験を行ったとき、タイルが表張り台紙または裏連結材からはがれ落ちないこと。	
	表 張 り 台 紙 の 剥 離 性	試験を行ったとき、すべてのタイルから表張り台紙がはがれること。	
	裏 連 結 材 の 耐 水 接 着 性	試験を行ったとき、タイルが連結材からはがれ落ちないこと。	
	裏連結ユニットタイルの裏面開口率 (%)	一枚のユニットタイル	65 以上
		1 個のタイル	60 以上
		目地部全体	65 以上
再生材利用タイル	原 料 成 分 ・ 製 造 方 法	再生材料を利用した焼成品とする（重量比 20%以上のもの）。ただし、通常利用している同一工場からの廃材は除く。	
	再生材料の種類・利用率 [表示項目]	申請者の規定による。ただし、利用率は、重量比 20%以上とする。なお、再生材料の表示は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目のセラミックタイル別表の分類区分による。	
	再生材料の有害物質	製品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）の規定に基づき、有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素）の溶出について問題のないこと。	
	グリーン購入法特定調達品目 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2 の「6. 裏あしの形状及び高さ」による。供試体は、シリーズ中、一番低いものとし、形状を図示する。 2. 長さ、幅および厚さの測定は、JIS A 1509-2 の「5. 寸法」による。 3. ユニットタイルの長さおよび幅の測定は、JIS A 1509-13 による。 4. ばちの測定は、JIS A 1509-2 の「7. ばち」による。 5. 反りの測定は、JIS A 1509-2 の「8. 反り」による。 6. 直角性の測定は、JIS A 1509-2 の「9. 直角性」による。 7. 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2 の「10. 役物の角度」による。 8. 吸水率の試験は、JIS A 1509-3 の煮沸法または真空法による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 9. 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4 による。供試体は、シリーズ中、一番厚さの薄いものとする。 10. 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5 による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 11. 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6 による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 12. 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 13. 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 14. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9 による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 15. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10 のによる。 16. 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11 による。なお、施ゆうタイルすべてに適用する。 17. 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12 による。供試体は、シリーズ中の汎用品とし、C.S.R と C.S.R-B の試験成績書を、各 1 部提出する。 18. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査、裏連結材の耐水接着性調査および裏連結ユニットタイルの裏面開口率の算出は、JIS A 1509-13 による。 19. 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準の付表による。 20. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査および裏連結材の耐水接着性調査は、社内の調査でも可とする。		

評価基準

セラミックタイル ⑤BⅡ（プレス成形Ⅱ類）

1

検査項目		欠点の種類	判定基準	備考
外観	平物・役物の個々のタイル	貫入・切れ・層剥離・裏面の著しい破損・裏面の著しい異物の付着・裏面の著しい変形	タイルを手にとって観察したとき、認められないこと。	
		欠け・小穴・ゆうとび・凹凸・端部の荒れ・きず・異物の付着・装飾むら・色むら・色ぼつ・光沢むら・反り・直角性・ばち	タイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき、目立たないこと。	
	平物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	タイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	平物・役物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	平物と役物を隣接して並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	個々のユニットタイル	台紙・連結材のはみ出し	ユニットタイルを手にとって観察したとき、認められないこと。 ただし、表張りユニットタイルは、施工に支障を来すおそれがないこと。	
		台紙・連結材の破れ		
		目地の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		厚さの不ぞろい	ユニットタイルを並べ、斜め方向から観察したとき目立たないこと。	
	ユニットタイル相互間	色調の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		光沢の不ぞろい		
		目地違い	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	

項 目		品 質 ・ 性 能						備 考				
裏あし	形 状	あり状 [形状を図で確認する。]										
	高 さ	タイル表面の面積 (cm ²)		裏あしの高さ (mm)								
		15 未満		0.5 以上 3.5 以下								
		15 以上 60 未満		0.7 以上 3.5 以下								
60 以上		1.5 以上 3.5 以下										
目地共寸法 150mm × 50mm 200mm × 50mm		1.2 以上 3.5 以下										
	なくてもよい場合	有機系接着剤によるタイル後張り工法で施工するタイル										
寸 法	許 容 差	単位 : mm										
		項 目		許 容 差 (mm)						1)		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		
		長さ・幅 2)		± 0.8	± 1.2	± 2.0	± 2.4	± 2.4	± 2.8	± 2.8		
		厚 さ 2) 3)		± 0.7		± 1.2						
		ば ち		1.0 以下	1.4 以下	1.6 以下	2.0 以下	2.0 以下	2.4 以下	2.4 以下		
		反 り	面反り	－	± 0.9	± 1.2	± 1.5	± 1.5	± 1.8	± 1.8		
			ねじれ	－	0.7 以下	1.0 以下	1.2 以下	1.2 以下	1.4 以下	1.4 以下		
			辺反り	－	± 0.9	± 1.2	± 1.5	± 1.5	± 1.8	± 1.8		
			側反り	－	± 0.8	± 1.2	± 1.6	± 1.6	± 2.0	± 2.0		
		直 角 性		－	1.4 以下	1.8 以下	2.2 以下	2.2 以下	2.4 以下	2.4 以下		
		役物の角度		90° ± 1.5								
		ユニットタイルの長さ・幅		± 1.6								
		注 1) : 長方形タイルの場合、厚さ及び反りは長辺、直角性は短辺を意味する。 また、(1) ～ (7) は製作寸法を示し、その寸法は次による。 (1) 50mm 以下 (2) 50mm を超え、105mm 以下 (3) 105mm を超え、155mm 以下 (4) 155mm を超え、235mm 以下 (5) 235mm を超え、305mm 以下 (6) 305mm を超え、455mm 以下 (7) 455mm を超え、605mm 以下 2) : 不定形タイルの場合は、製造業者が製作寸法として定めた部分の寸法とする。 3) : 割り肌面、引っ掻き面などは製造業者の許容差による。										

許容差値の適用において、寸法測定が適用外となる項目は、次による。

ばち	*1、*2
反り（面反り・ねじれ）	*2、*3、*4、*5
反り（辺反り）	*2、*3、*4、*5 *6、*10
反り（側反り）	*2、*3、*4、*10
直角性	*2、*3、*7、*8
役物の角度	*2、*5、*9

*1：各辺が 50 mm 以下のタイルには適用しない。

*2：不定形タイルには適用しない。

*3：役物には適用しない。

*4：各辺が 50 mm 以下の平物タイルには適用しない。

*5：人為的に表面を凹凸にしたタイルには適用しない。

*6：長辺が短辺の 2 倍を超える長方形のタイルには適用しない。

*7：各辺が 50 mm 以下の正形状の平物タイルには適用しない。

*8：短辺が 50 mm 以下の長方形の平物タイルには適用しない。

*9：各面または小さい方の面の長さが 45 mm 未満のタイルには適用しない。

*10：長方形の短辺には適用しない。

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
性 能	吸 水 率 (%)	10.0 以下			
	曲 げ 破 壊 荷 重 ※複数の面で構成された役物の場合、大きい方の面の面積を適用する。また、各辺が35mm以下には適用しない。	使用部位	タイル表面の面積	曲げ破壊荷重 (N)	
		屋 内 壁	—	108 以上	
		屋内・浴室床	—	540 以上	
		屋 外 壁	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	720 以上	
		屋 外 床	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	1080 以上	
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐素地摩耗性 (無ゆう)	使用部位	摩耗体積 (mm ³)	
			屋 外 床	345 以下 4)	
性 能			屋 内 床	540 以下	
			注 4)：人通りの多い場所に使用する床タイルは、175mm ³ 以下が望ましい。		
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐表面摩耗性 (施ゆう)	クラス分類	変化が認められたときの磨耗回転数 (回)	
			0	100	
			1	150	
			2	600	
			3	750、1,500	
			4	2,100、6,000、12,000	
			5	磨耗回転数 12,000 回転で変化が認められなかった場合	
	耐 熱 衝 撃 性 [付帯性能] (局所的な熱衝撃を受ける箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、切れ、貫入などの損傷がないこと。			
	耐 貫 入 性 (意図的に貫入を施したタイルおよび製品の特徴として貫入が存在するタイルには適用しない。)	試験を行ったとき、貫入が生じないこと。(施ゆうタイルのみ)			
	耐 凍 害 性 (寒冷地用) [付帯性能]	試験を行ったとき、タイルの表面、裏面又は端部に、ひび割れ、素地又はうわぐすりのはがれがないこと。			
	耐 薬 品 性	申請者の規定による。			
	施ゆうタイルの鉛・カドミウムの溶出性 (食物が直に接する箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、検出されないこと。			
	耐 滑 り 性 [参考値]	申請者の規定による。			

評価基準

セラミックタイル ⑤BⅡ（プレス成形Ⅱ類）

4

項目		品質・性能	備考
ユニットタイルの付加性能	表張り台紙・裏連結材の接着性	試験を行ったとき、タイルが表張り台紙または裏連結材からはがれ落ちないこと。	
	表張り台紙の剥離性	試験を行ったとき、すべてのタイルから表張り台紙がはがれること。	
	裏連結材の耐水接着性	試験を行ったとき、タイルが連結材からはがれ落ちないこと。	
	裏連結ユニットタイルの裏面開口率(%)	一枚のユニットタイル	65以上
		1個のタイル	60以上
		目地部全体	65以上
再生材利用タイル	原料成分・製造方法	再生材料を利用した焼成品とする（重量比20%以上のもの）。ただし、通常利用している同一工場からの廃材は除く。	
	再生材料の種類・利用率 [表示項目]	申請者の規定による。ただし、利用率は、重量比20%以上とする。なお、再生材料の表示は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目のセラミックタイル別表の分類区分による。	
	再生材料の有害物質	製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に基づき、有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素）の溶出について問題のないこと。	
	グリーン購入法特定調達品目 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2の「6.裏あしの形状及び高さ」による。供試体は、シリーズ中、一番低いものとし、形状を図示する。 2. 長さ、幅および厚さの測定は、JIS A 1509-2の「5.寸法」による。 3. ユニットタイルの長さおよび幅の測定は、JIS A 1509-13による。 4. ばちの測定は、JIS A 1509-2の「7.ばち」による。 5. 反りの測定は、JIS A 1509-2の「8.反り」による。 6. 直角性の測定は、JIS A 1509-2の「9.直角性」による。 7. 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2の「10.役物の角度」による。 8. 吸水率の試験は、JIS A 1509-3の煮沸法または真空法による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 9. 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4による。供試体は、シリーズ中、一番厚さの薄いものとする。 10. 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 11. 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 12. 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 13. 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 14. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 15. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10のによる。 16. 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11による。なお、施ゆうタイルすべてに適用する。 17. 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12による。供試体は、シリーズ中の汎用品とし、C.S.RとC.S.R-Bの試験成績書を、各1部提出する。 18. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査、裏連結材の耐水接着性調査および裏連結ユニットタイルの裏面開口率の算出は、JIS A 1509-13による。 19. 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準の付表による。 20. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査および裏連結材の耐水接着性調査は、社内の調査でも可とする。		

評価基準

セラミックタイル ⑥BⅢ（プレス成形Ⅲ類）

1

検査項目		欠点の種類	判定基準	備考
外 観	平物・役物の個々のタイル	貫入・切れ・層剥離・裏面の著しい破損・裏面の著しい異物の付着・裏面の著しい変形	タイルを手にとって観察したとき、認められないこと。	
		欠け・小穴・ゆうとび・凹凸・端部の荒れ・きず・異物の付着・装飾むら・色むら・色ぼつ・光沢むら・反り・直角性・ばち	タイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき、目立たないこと。	
	平物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	タイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	平物・役物相互間	色調の不ぞろい 光沢の不ぞろい	平物と役物を隣接して並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
	個々のユニットタイル	台紙・連結材のはみ出し	ユニットタイルを手にとって観察したとき、認められないこと。 ただし、表張りユニットタイルは、施工に支障を来すおそれがないこと。	
		台紙・連結材の破れ		
		目地の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		厚さの不ぞろい	ユニットタイルを並べ、斜め方向から観察したとき目立たないこと。	
	ユニットタイルの付加品質	色調の不ぞろい	ユニットタイルを並べ、約 2m 離れて観察したとき目立たないこと。	
		光沢の不ぞろい		
		目地違い	ユニットタイルを並べ、約 1m 離れて観察したとき目立たないこと。	

項 目		品 質 ・ 性 能						備 考				
裏あし	形 状	あり状 [形状を図で確認する。]										
	高 さ	タイル表面の面積 (cm ²)		裏あしの高さ (mm)								
		15 未満		0.5 以上 3.5 以下								
		15 以上 60 未満		0.7 以上 3.5 以下								
60 以上		1.5 以上 3.5 以下										
目地共寸法 150mm × 50mm 200mm × 50mm		1.2 以上 3.5 以下										
	なくてもよい場合	有機系接着剤によるタイル後張り工法で施工するタイル										
寸 法	許 容 差	単位 : mm										
		項 目		許 容 差 (mm)						1)		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)
		長さ・幅 2)		± 0.6	± 0.8	± 1.0	± 1.2	± 1.4	± 1.6	± 2.0		
		厚 さ 2) 3)		± 0.5								
		ば ち		0.6 以下	0.8 以下	1.0 以下	1.2 以下	1.4 以下	1.6 以下	2.0 以下		
		反 り	面反り	－	± 0.6	± 0.8	± 1.0	± 1.0	± 1.2	± 1.2		
			ねじれ	－	0.5 以下	0.6 以下	0.8 以下	0.8 以下	1.0 以下	1.0 以下		
			辺反り	－	± 0.6	± 0.6	± 1.0	± 1.0	± 1.2	± 1.2		
			側反り	－	± 0.8	± 1.2	± 1.6	± 1.6	± 2.0	± 2.0		
		直 角 性		－	0.8 以下	1.0 以下	1.2 以下	1.4 以下	1.6 以下	2.0 以下		
		役物の角度		90° ± 1.5								
		ユニットタイルの長さ・幅		± 1.6								
		注 1) : 長方形タイルの場合、厚さ及び反りは長辺、直角性は短辺を意味する。 また、(1) ～ (7) は製作寸法を示し、その寸法は次による。 (1) 50mm 以下 (2) 50mm を超え、105mm 以下 (3) 105mm を超え、155mm 以下 (4) 155mm を超え、235mm 以下 (5) 235mm を超え、305mm 以下 (6) 305mm を超え、455mm 以下 (7) 455mm を超え、605mm 以下 2) : 不定形タイルの場合は、製造業者が製作寸法として定めた部分の寸法とする。 3) : 割り肌面、引っ掻き面などは製造業者の許容差による。										

許容差値の適用において、寸法測定が適用外となる項目は、次による。

ばち	*1、*2
反り（面反り・ねじれ）	*2、*3、*4、*5
反り（辺反り）	*2、*3、*4、*5 *6、*10
反り（側反り）	*2、*3、*4、*10
直角性	*2、*3、*7、*8
役物の角度	*2、*5、*9

*1：各辺が 50 mm 以下のタイルには適用しない。

*2：不定形タイルには適用しない。

*3：役物には適用しない。

*4：各辺が 50 mm 以下の平物タイルには適用しない。

*5：人為的に表面を凹凸にしたタイルには適用しない。

*6：長辺が短辺の 2 倍を超える長方形のタイルには適用しない。

*7：各辺が 50 mm 以下の正形状の平物タイルには適用しない。

*8：短辺が 50 mm 以下の長方形の平物タイルには適用しない。

*9：各面または小さい方の面の長さが 45 mm 未満のタイルには適用しない。

*10：長方形の短辺には適用しない。

項 目		品 質 ・ 性 能			備 考
性 能	吸 水 率 (%)	50.0 以下			
	曲 げ 破 壊 荷 重 ※複数の面で構成された役物の場合、大きい方の面の面積を適用する。また、各辺が35mm以下には適用しない。	使用部位	タイル表面の面積	曲げ破壊荷重 (N)	
		屋 内 壁	—	108 以上	
		屋内・浴室床	—	540 以上	
		屋 外 壁	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	720 以上	
		屋 外 床	60cm ² 未満	540 以上	
			60cm ² 以上	1080 以上	
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐素地摩耗性 (無ゆう)	使用部位	摩耗体積 (mm ³)	
			屋 外 床	345 以下 4)	
性 能			屋 内 床	540 以下	
			注 4) : 人通りの多い場所に使用する床タイルは、175mm ³ 以下が望ましい。		
	耐 摩 耗 性 (床タイルの場合)	耐表面摩耗性 (施ゆう)	クラス分類	変化が認められたときの磨耗回転数 (回)	
			0	100	
			1	150	
			2	600	
			3	750、1、500	
			4	2、100、6、000、12、000	
			5	磨耗回転数 12、000 回転で変化が認められなかった場合	
	耐 熱 衝 撃 性 [付帯性能] (局所的な熱衝撃を受ける箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、切れ、貫入などの損傷がないこと。			
	耐 貫 入 性 (意図的に貫入を施したタイルおよび製品の特徴として貫入が存在するタイルには適用しない。)	試験を行ったとき、貫入が生じないこと。(施ゆうタイルのみ)			
	耐 凍 害 性 (寒 冷 地 用) [付帯性能]	試験を行ったとき、タイルの表面、裏面又は端部に、ひび割れ、素地又はうわぐすりのはがれがないこと。			
	耐 薬 品 性	申請者の規定による。			
	施 ゆ う タ イ ル の 鉛 ・ カ ド ミ ウ ム の 溶 出 性 (食物が直に接する箇所に使用する場合)	試験を行ったとき、検出されないこと。			
	耐 滑 り 性 [参考値]	申請者の規定による。			

評価基準

セラミックタイル ⑥BⅢ（プレス成形Ⅲ類）

4

項目		品質・性能	備考
ユニットタイルの付加性能	表張り台紙・裏連結材の接着性	試験を行ったとき、タイルが表張り台紙または裏連結材からはがれ落ちないこと。	
	表張り台紙の剥離性	試験を行ったとき、すべてのタイルから表張り台紙がはがれること。	
	裏連結材の耐水接着性	試験を行ったとき、タイルが連結材からはがれ落ちないこと。	
	裏連結ユニットタイルの裏面開口率(%)	一枚のユニットタイル	65以上
		1個のタイル	60以上
		目地部全体	65以上
再生材利用タイル	原料成分・製造方法	再生材料を利用した焼成品とする（重量比20%以上のもの）。ただし、通常利用している同一工場からの廃材は除く。	
	再生材料の種類・利用率 [表示項目]	申請者の規定による。ただし、利用率は、重量比20%以上とする。なお、再生材料の表示は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目のセラミックタイル別表の分類区分による。	
	再生材料の有害物質	製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に基づき、有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素）の溶出について問題のないこと。	
	グリーン購入法特定調達品目 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2の「6.裏あしの形状及び高さ」による。供試体は、シリーズ中、一番低いものとし、形状を図示する。 2. 長さ、幅および厚さの測定は、JIS A 1509-2の「5.寸法」による。 3. ユニットタイルの長さおよび幅の測定は、JIS A 1509-13による。 4. ばちの測定は、JIS A 1509-2の「7.ばち」による。 5. 反りの測定は、JIS A 1509-2の「8.反り」による。 6. 直角性の測定は、JIS A 1509-2の「9.直角性」による。 7. 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2の「10.役物の角度」による。 8. 吸水率の試験は、JIS A 1509-3の煮沸法または真空法による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 9. 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4による。供試体は、シリーズ中、一番厚さの薄いものとする。 10. 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 11. 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6による。供試体は、床タイルとする。なお、施ゆうタイルの場合は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 12. 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 13. 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 14. 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9による。供試体は、シリーズ中、一番性能が劣るものとする。 15. 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10による。 16. 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11による。なお、施ゆうタイルすべてに適用する。 17. 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12による。供試体は、シリーズ中の汎用品とし、C.S.RとC.S.R-Bの試験成績書を、各1部提出する。 18. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査、裏連結材の耐水接着性調査および裏連結ユニットタイルの裏面開口率の算出は、JIS A 1509-13による。 19. 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準の付表による。 20. 表張り台紙・裏連結材の接着性調査、表張り台紙の剥離性調査および裏連結材の耐水接着性調査は、社内の調査でも可とする。		